

期限受診 節日歯科健診

問い合わせ
保健医療課 ☎2153



節目年齢の市民を対象に、ワンコインで受けられる歯科健診を行っています。定期的な健診を受けて歯周病を予防しましょう。

今年度対象となっている方の受診期限が近づいています。まだ受診が済みでない方は、ぜひこの機会に受診をおすすめします。

健診期間 2月28日(木)まで

対象 平成30年度中に満40歳、満50歳、満60歳、満70歳になる市民の方（対象者には個別に受診券を送付しています）

満年齢	生年月日
40歳	昭和53年4月2日～昭和54年4月1日生まれの人
50歳	昭和43年4月2日～昭和44年4月1日生まれの人
60歳	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生まれの人
70歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生まれの人

受診できる医療機関（大竹市内）		
医療機関名	ところ	申し込み
荒田歯科クリニック	西栄1丁目8番19号	⑤ 6480
伊東歯科医院	新町1丁目12番13号	⑤ 4756
角田歯科医院	本町2丁目9番9号	③ 0648
川口歯科医院	玖波1丁目5番2号	⑦ 7350
神波歯科医院	新町1丁目11番17号	⑤ 3240
きらら歯科医院	西栄3丁目17番7号	⑤ 1182
これなが歯科医院	晴海1丁目6番10号2階	⑦ 0118
谷口歯科クリニック	小方1丁目13番32号	⑦ 7456
坪井歯科クリニック	油見2丁目6番7号	⑤ 1181
長岡歯科医院	黒川1丁目8番27号	⑦ 6430
広中歯科医院	新町1丁目2番11号	③ 0888
藤井歯科医院	油見3丁目4番3号	③ 2206
みどり橋歯科医院	立戸1丁目3番10号	⑤ 8110

※ 対象の方で、受診券が届いていない方は、保健医療課へご連絡ください。受診券を交付します。
健診費用 500円
※ 生活保護世帯、平成29年度市民税非課税世帯の方は無料です。該当する方は事前に保健医療課で免除の手続きをしてください。

申し込み 直接、受診を希望する医療機関へ。
※ 廿日市市・広島市佐伯区の一部医療機関でも受診可能です。事前に保健医療課へ問い合わせてください。

まだ間に合います。 今年度の健（検）診は お済みですか――



平成30年度最後の集団健診を実施します。

健（検）診は毎年受けることで異常が小さいうちに見つけることができます。

まだ受診されていない方は、この機会にぜひご利用ください。

とき 2月28日(木)
(受付時間)

8時30分～10時30分



健（検）診項目	対象年齢	自己負担額	
		市国民健康保険・後期高齢者医療保険の方	その他の健康保険の方
特定（一般）健診	40歳以上	無 料	無料※3
大腸がん検診			無料
胃がん検診			1,100円
肺がん検診			300円
肝炎ウイルス検診※1	40歳以上		1,700円
乳がん検診※2	40歳以上		1,700円
子宮頸がん検診※2	20歳以上		900円

※1 過去に受診したことがある方は受診できません。
※2 昨年度受診した方は受診できません。
※3 「特定健康診査受診券」に『集合B』の記載がある方が対象です。

医療費と介護保険の負担額が高額になったとき――

問い合わせ 保健医療課 ☎2141



高額医療・高額介護合算制度とは――

1年間の医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合計して、自己負担限度額（世帯単位）を超えた場合、その超えた金額が支給されます。支給の際は、それぞれの限度額に応じて案分され、保険者ごとに次の区分により支給されます。

○ 高額介護合算療養費 医療保険から給付
○ 高額医療合算介護（予防）サービス費 介護保険から給付
※ 自己負担額を計算するときの対象期間は8月1日から翌年7月31日までの1年間です。

申請の手続き

平成30年7月31日時点で加入している医療保険者に申請します。対象となる方には、1月中旬以降に申請案内が送付されます。後期高齢者医療被保険者の方には、広島県後期高齢者医療広域連合から、国民健康保険被保険者の方には、市から送付されます。

同封の申請書に必要な事項を記入の上、保健医療課または各支所へ申請してください。

自己負担限度額（年額・世帯単位 平成29年8月～平成30年7月）

同一世帯内の医療保険加入者に係る自己負担額。ただし、高額療養費等の支給を受けたものを除きます。

70歳未満の人	
区 分	自己負担限度額 医療保険＋介護保険
年間所得901万円超	212万円
年間所得600万円超901万円以下	141万円
年間所得210万円超600万円以下	67万円
年間所得210万円以下	60万円
市県民税非課税世帯	34万円

70歳以上の人		
区 分		自己負担限度額 医療保険＋介護保険
市県民税課税世帯	現役並み所得者	67万円
	一 般	56万円
市県民税非課税世帯	低 所 得 者 Ⅱ	31万円
	低 所 得 者 Ⅰ	19万円

※ 自己負担限度額の区分は、毎年7月31日現在の医療保険を適用します。

例）夫婦ともに75歳で、自己負担限度額区分が一般かつ、1年間で夫が医療保険で28万円、介護保険で17万円を支払い、妻が医療保険で6万円、介護保険で19万円支払った。（合計金額は70万円）

↓

年間70万円を支払った後にこの制度に基づく支給の申請をすると、基準額56万円を超えた金額（14万円）をお返しすることにより、最終的な年間の負担は56万円に留まります。